



福岡医発第470号(地)

平成22年 5月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

救急医療管理加算の施設基準に係る届出の取扱いについて

平成22年度診療報酬改定において、「A205」救急医療管理加算に対する施設基準が設けられ、平成22年4月1日より当該加算を算定するためには、施設基準に係る届出が必要となっております。

このため、平成22年3月まで当該加算を算定していた医療機関であっても、新たな施設基準の届出が必要となりますが、現時点において、新たな届出が行われていない医療機関が少なからず、存在するということが判明し、日本医師会が厚生労働省と折衝した結果、別紙のとおり、平成22年3月以前から当該加算を算定していた医療機関においては、平成22年5月31日までに届出書の提出を行い、同日中までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5月1日に遡って当該加算を算定することができます。

つきましては、当該加算の届出を行っていない医療機関につきましては、5月31日(必着)までに届出を行っていただきますよう貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 35) F

平成 22 年 5 月 26 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

救急医療管理加算の施設基準に係る届出の取扱いについて

平成 22 年度診療報酬改定において、「A205」救急医療管理加算に対して施設基準が設けられ、平成 22 年 4 月 1 日より当該加算を算定するためには、施設基準に係る届出が必要とされております。

このため、従来当該加算を算定していた医療機関であっても、新たな施設基準の届出が必要となりますが、現時点において、新たな届出が行われていない医療機関が少なからず存在するということが判明いたしました。

未届けの医療機関では、4 月診療分が査定され、5 月中に届出を行っても、算定は届出が受理された翌月の 1 日からとなるため、5 月診療分も算定できず、当該加算が算定できるのは早くても 6 月 1 日からとなってしまいます。

そのため、厚生労働省当局と折衝した結果、別添のとおり、平成 22 年 3 月以前から当該加算を算定していた医療機関においては、平成 22 年 5 月 31 日までに届出書の提出を行い、同日中までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5 月 1 日に遡って当該加算を算定することができる対応とさせました。

つきましては、貴会関係会員におきまして、届出が行われていない医療機関は早急に届出を行っていただくよう、周知徹底方特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 救急医療管理加算の施設基準に係る届出の取扱いについて

(平成 22 年 5 月 26 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平成22年 5 月26日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

救急医療管理加算の施設基準に係る届出の取扱いについて

救急医療管理加算については、平成22年度診療報酬改定において新たに施設基準を設けたため、平成22年4月以降に当該加算を算定しようとする保険医療機関は、たとえ改定前に同加算を算定していた場合であっても、施設基準に係る届出を行う必要があります。

こうした取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)第4の1の表1においてお示しをしていたものです。

今般、この取扱いに関して、施設基準を満たしているにもかかわらず、届出が行われていない保険医療機関が少なからず存在することが判明しました。こうした保険医療機関では、従前から地域において救急医療体制を確保していたにもかかわらず、当該加算を算定できない状況にあります。

このため、当該加算の届出について、例外的な取扱いとして、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう、ご協力をお願いいたします。

記

平成22年度診療報酬改定後の救急医療管理加算に係る施設基準の届出について、平成22年3月以前から当該加算を算定していた医療機関においては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)第2の7の規定にかかわらず、平成22年5月31日までに届出書の提出があり、同日中までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5月1日に遡って算定することができるものとする。